# 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則(昭和 39 年広島県規則第 32 号)第16条の規定により公告する。

令和6年2月5日

広島県知事 湯崎 英彦

### 1 調達内容

(1) 業務名

保健所が収去した食品等の試験に関する業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで (地方自治法 [昭和22年法律第67号] 第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

県保健所(支所)の指定する場所(仕様書のとおり)

(5) 入札方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価(年度額)で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額 (10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目			内容
技術評価	実施体制	体制	食品等の収去検査に対する考え方、事業履行の確実性(経営状
			況、人員配置、緊急時の対応等)、準備期間の対応
		能力・専門性	受託業務の実施方法、類似検査の受託実績、業務経験
		関連認証	試験所に関する第三者認証
		教育・研修	教育・研修訓練実施状況
政策	法令順守	労務管理	社会保険等の加入状況、業務従事予定者の賃金水準
評価			

## (2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要

事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により 記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- 3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別表「保健所が収去した食品等の試験に関する業務委託総合評価 一般競争入札 落札者決定基準」のとおりとする。

## 4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号(令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「54C理化学検査」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要 領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第33条第1項に基づく登録検査機関の登録及び同法第37条第1項に基づく業務規程の認可を受けている者であること。
- (6) 広島県立の保健所又は保健所支所(西部保健所及び東部保健所福山支所を除く。)において、同所が指定する時間に検体を受領した後、搬送時間を含めて2時間以内に試験に着手できる者であること。
- (7) 食品衛生法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 23 号) 第 40 条各号に掲げる基準と同等以上の基準 により委託試験を行うことができる者であること。
- (8) 本契約に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (9) 過去3年間に、食品衛生法による不利益処分を受けていない又は食品衛生に関する試験業務において自らの責めに帰すべき理由により損害の責めを負ったことのない者であること。
- (10) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。
- 5 入札手続等
- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法
  - ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

広島県健康福祉局食品生活衛生課(広島県庁本館5階)

電話(082)513-3106(ダイヤルイン)

#### イ 交付期間

令和6年2月5日(月)から令和6年2月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

## ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の 封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認 申請書に、誓約書のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、 入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年2月16日(金) 午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和6年2月21日(水)までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町10番52号

広島県庁本館5階食品生活衛生課食品衛生グループ

イ 提出期限

令和6年3月7日(木) 午後4時

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参による。電子メール、郵送等による提出は認めない。また、提出する技術評価等資料は、 提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提 出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア目時

令和6年3月7日(木) 午後4時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁本館5階502会議室

- 6 落札者の決定方法
- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、 評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。 技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が 最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、 当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち 会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引 かせるものとする。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

## イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「54C理化学検査」の資格に限る。)

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、 これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入 札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当す る入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和6年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和7年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの 契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

# 8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号 広島県健康福祉局食品生活衛生課(広島県庁本館 5階) 電話 (082) 513 - 3106(ダイヤルイン) ファクシミリ (082) 227 - 1057 メールアドレス fuseikatsu@pref. hiroshima. lg. jp